

木材利用ポイント事業における交換商品等の募集について（募集要項）

平成25年4月16日

林野庁

木材利用ポイント事務局

1. 趣旨

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対しポイントを付与し、第1次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援として木材利用ポイント事業を行います。

今般、木材利用ポイント事業の交換商品等及び当該交換商品等を提供する提供事業者について募集を行います。

募集期間 平成25年4月16日（火）～5月16日（木）

2. 木材利用ポイントとの交換の流れ

- （1）木材利用ポイントと地域の農林水産品等、農山漁村地域における体験型旅行、商品券、森林づくり・木づかい活動に対する寄附等（以下「交換商品等」という。）の交換は、消費者からの交換申請を受けて、木材利用ポイント事務局（以下「事務局」という。）から提供される商品発注データに基づき、木材利用ポイントの交換商品等を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）が消費者に対して交換商品等を提供する形で行われます。
- （2）木材利用ポイントの精算については、消費者の交換商品等の受取完了後に、提供事業者から事務局に対し納品完了の報告を行い、報告を受領した事務局から、提供事業者の口座に当該交換商品等との交換に当たり必要な木材利用ポイント数に相当する金額（1ポイント＝1円相当）を入金する形で行われます。
- （3）交換商品等との交換に当たり必要な木材利用ポイント数は、交換商品等の送付等に当たり必要な配送料・手数料を含めて、各交換商品ごとに必要な木材利用ポイント数を提供事業者自身が設定することとします。なお、提供事業者が設定する1つの交換商品との交換に当たりの必要な木材利用ポイント数の上限は80万点とします。
- （4）一般型商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）への交換及び即時交換を行う場合は、付与された木材利用ポイントの50%を上限に利用することができることとします。

3. 募集の内容

以下のⅠ～Ⅴに掲げる類型の交換商品等を募集します。申請に必要な申請書式及び添付書類は各類型ごとに定めています。

Ⅰ. 地域の農林水産品等提供事業者

地域の農林水産品等を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

地域の農林水産品等であり、かつ地域の農林水産品等としての採用基準が明確であること。（別紙1参照）

- （注1） 地域の農林水産品等：地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは加工食品、伝統的工芸品、地域の木材を使用した家具又は地域の木材を使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品。（旅行等の役務・サービス、商品自体に地域特産品としての性格が認められず地域名のみを掲げたようなものについては、対象となりません。）
- （注2） 木材利用ポイントの付与対象となる木材製品及び木質ペレットストーブ等は、交換商品等の対象となりません。
- （注3） 郵送・配送の後に取付け工事等の役務・サービスを伴うもの及び火薬類等の郵送・配送による提供に適さないものは交換商品等の対象となりません。
- （注4） 複数回に分けて納品する頒布会式商品は交換商品等の対象となります。ただし、設定した回数で順次申請者に対し商品を届け、設定した回数の最後の商品を届けるまで納品完了登録（請求）をすることができません。
- （注5） 数量や大きさ、呼称、味付け等の違いのみである商品及び同一の商品であって単に組合せを変更しただけのものは、区別できる1品目とみなさない場合があります。
- （注6） 提供できる商品数は、一の提供事業者につき100商品までとします。

【提供事業者の要件】

以下のアからケまでに掲げる要件を満たす者

ア 以下の項目のいずれかを満たすこと。

【地域の農林水産品等提供事業者】

地域の農林水産品等を販売する15以上の事業者が参加し、その事業者が提供する地域の農林水産品等が区別できる30品目以上の商品であること。

* 被災地の農林水産品等提供事業者についての要件緩和

本店又は主たる事務所の所在地が被災地に存在する事業者については、地域の農林水産品等を販売する2以上の事業者が参加し、その事業者が提供する地域の農林水産品等が区別できる10品目以上の商品であること。

(注) 被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)」に基づく「特定被災区域」のことをいいます。(別紙2参照)

【地域の木材を使用した家具の提供事業者】

地域の木材を使用した家具を販売する事業者であって、その事業者が提供する地域の木材を使用した家具(地域の木材が家具の重量又は体積の過半を占めるものに限る。)が区別できる30品目以上の商品であること。なお、提供する商品は、1商品ごとに年間の取扱予定額が100万円以上であり、かつ、年間の提供可能数が100以上であること。

【地域の木材を使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品の提供事業者】

地域の木材を30%以上使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品を販売する事業者であって、その事業者が提供する当該飲料製品が区別できる5品目以上の商品であること。なお、提供する商品は、一商品ごとに年間の取扱予定額が1000万円以上であり、かつ、年間の提供可能数が10万以上あること。

イ 法人格を有する団体、その他これに準ずる団体又は企業であること。

ウ 全国の消費者に対して、地域の農林水産品等を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。

エ 地域の農林水産品等への交換に際し、交換する地域の農林水産品等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

オ 提供する地域の農林水産品等の商品リストを作成し、事務局の告知物とは別に、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。

カ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護の

ための体制が整っていること。

- キ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ク 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力ができること。
- ケ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 P】 ※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 P により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 P）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

II. 農山漁村地域における体験型旅行提供事業者

農山漁村地域における体験型旅行を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

農山漁村の生活体験又は農作業、森林施業若しくは漁ろうの体験その他農業、林業又は漁業に対する理解を深めるための体験を行いつつ、農村、山村又は漁村に 1 泊以上滞在する旅行。

（具体例）

- ・ 農林水産業体験（果樹収穫体験、搾乳体験、地引き網体験）
- ・ 自然体験（トレッキング等のアウトドア体験）
- ・ 料理・食品づくり体験（そば打ち）

（注）本商品を提供する事業者は、交換を申請した者に対し、旅行参加申込書一式を届けたことを証明した時点で納品完了登録（請求）をすることができます。

【提供事業者の要件】

以下のアからサまでに掲げる要件を満たすこと

- ア 第一種旅行業者又は第二種旅行業者として登録されている者であって、募集型企画旅行を提供すること。
- イ 30以上の宿泊先及び20以上の体験プログラムを提供すること。なお、提供する宿泊先及び体験プログラムそれぞれについて、次の①及び②の要件を満たすものとする。
 - ①宿泊先に係る要件
 - (ア) 宿泊先は営業許可を受けていること。
 - (イ) 提供事業者は、宿泊先と安全及び衛生条件等並びに賠償責任保険に関する契約を締結しており、事務局の求めに応じてその写しを提出できること。
 - ②体験プログラムに係る要件
 - (ア) 農山漁村における体験活動を提供する NPO 法人等の非営利団体、第3セクター等又は農山漁村体験 を推進するため農林漁業関係団体、観光関係者等が参画する地域推進組織等と連携 をして体験プログラムを提供すること。
 - (イ) 体験プログラムを運営する者は賠償責任保険へ加入しているものとし、不慮の事故に備えた緊急体制が整っていること。
 - (ウ) 体験プログラムはインストラクター等の指導のもと行われること。
 - (エ) 提供事業者は、体験プログラムを運営する者と安全及び衛生条件等並びに事故の備え等に関する契約を締結しており、事務局の求めに応じてその写しを提出できること。
- ウ 農山漁村地域における体験型旅行（募集型企画旅行に限る。）の提供実績が過去3年あること。
- エ 不慮の事故に備えた緊急体制が整っていること。
- オ 消費者が交換申請を行った旅行を提供できない場合は他の旅行を提供する等、全国の消費者に対して、農山漁村地域における体験型旅行を確実に提供できる能力を有していること。
- カ 農山漁村地域における体験型旅行への交換に際し、交換する旅行の予約情報、旅行商品の提供先情報等の管理及び実際に提供されたかの確認等の事務を適切に行うことができること。
- キ 提供する農山漁村地域における体験型旅行の商品リストを作成し、事務局の告知物とは別に、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。
- ク 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ケ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有するなど、全国事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- コ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力ができること。
- サ 交換商品の提供期間は、交換商品開始から平成26年10月31までとすること。

＜申請書式等＞

○申請書式【申請書式 H】 ※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 H により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 H）」を必ず御確認の上、御提出ください。

III. 一般型商品券・プリペイドカード提供事業者

一般型商品券・プリペイドカードを提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 7 条の登録を受けて発行する、同法第 3 条第 5 項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。（ただし、IV. 農林水産品関連商品券は除く。）

（注 1）「第三者発行型前払式支払手段」であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。

（注 2）「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が 1 社（子会社等は 1 社に含みます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

（注 3）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注 4）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注 5）発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注 6）申請者への受渡し方法が、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のア～カに掲げる要件を満たす者

- ア 交換された商品券等のポイント数 100 ポイント当たり 0.1 円以上を森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うこと。(別紙 3 参照)
- イ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ウ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- エ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- オ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと
- カ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 S】※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 S により、記入漏れ等のないようご確認の上、ご応募ください。

※住宅エコポイント事業および復興・支援住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 S）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

Ⅳ. 農林水産品関連商品券提供事業者

お米券、たまご券、お肉券、すし券、くだもの券、お花券等の農林水産品関連商品券を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 7 条の登録を受けて発行する、同法第 3 条第 5 項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。

（注 1）「第三者発行型前払式支払手段」であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。

（注 2）「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が 1 社（子会社等は 1 社に含みます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

（注 3）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注 4）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注 5）発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注 6）申請者への受渡し方法が、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のアからオまでに掲げる要件を満たす者

- ア 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- イ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ウ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- エ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと
- オ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 R】※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 R により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 R）」を必ず御確認の上、御提出ください。

V.地域・中小企業型商品券提供事業者

地域・中小企業型商品券を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）若しくはこれらに類する者（法人格のない団体を含む）又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券等であること。

ア 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条の登録を受けて発行する、同法第3条第5項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。

イ 発行者以外の第三者に対しても使用することができる商品券等（アに該当するものを除く。）であって、提供事業者が国又は地方公共団体から商品券等の発行について資金面の支援を受けているか、国又は地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券等の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。

（注1）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注2）第三者発行型前払式支払手段であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注4）発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注5）申請者への受渡し方法が、配送・郵送及び窓口手渡しによる商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のアからオまでに掲げる要件を満たす者

ア 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

イ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。

ウ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求 データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

エ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと

オ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

(注) プレミアム付き地域商品券等の使用期間や発行額が限定される商品券等については、木材利用ポイントとの交換が確定した後、実際の受渡しまでに失効又は品切れとなって消費者の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場合には、その旨をあらかじめ事務局及び消費者に対して適切に情報提供することが求められます。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 J】※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 J により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

※住宅エコポイント事業および復興・支援住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 J）」を必ず御確認の上、御提出ください。

4. 募集期間等

(1) 募集期間

平成25年4月16日（火）～5月16日（木）

※郵送による提出及び電子メールでの送付は、5月16日（木）必着です。
※申請書類の提出期限は、厳守をお願いいたします。
※提出期限を過ぎての書類の提出は一切受けられませんので御注意ください。

(2) 申請書類の提出方法・提出先

- ・申請書式等は、各様式をダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先宛てに送付してください。
 - ・申請書式等は、郵送による提出（2部）と電子メールでの同申請書データの送付を必須とします。必ず郵送及び電子メール両方の御提出をお願いします。
 - ・申請書式等を郵送する際は、必要となる添付書類を必ず同封してください。
- ※添付が必要な資料については、申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート」を必ず御確認ください。

提出先： 木材利用ポイント事務局
木材利用ポイント事務局 交換事業者募集担当 宛
住 所： 〒100-8799 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

電子メールアドレス

- ・交換商品等募集専用
mokuzai-item1@mokuzai-points.jp

- (注1) 申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。
- (注2) 電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。
- (注3) 電子メールで送付する際のメールの件名及び申請書電子データのタイトルは、
「(木材申請) AAAA」(Aは事業者名)としてください。
- (注4) 郵送による提出は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。
- (注5) 郵送時の提出部数は、各書類につき2部ずつです。
- (注6) 郵送する書類（添付書類含む）は、事務処理の都合上、片面印刷（コピー）をお願いします。

(3) 問い合わせ先

木材利用ポイント事務局

ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

電 話

それぞれ受付時間は9時～17時、土日祝日も含みます。

木材利用ポイント事務局

0570-666-799 (有料)

(IP電話・PHSからのお問い合わせ先：03-6701-3270)

御応募いただいた交換商品及び提供事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置された有識者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み審査を行った上で決定する予定です。

なお、木材利用ポイント事業の提供事業者として選定された場合の選定後の登録手続・スケジュール等については、別紙4を御参照ください。

地域の農林水産品等の例示等について

(※それぞれ要項の要件を満たす必要があります。)

	小分類	具体例	(参考) 産地等の表示
農林水産物	農産物	米、豆、果物、野菜、花 等	生産地 (都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	林産物	きのこ、山菜 等	生産地 (都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	水産物	魚、貝、海藻 等	水揚地 (水揚港名又は水揚港若しくは主たる養殖場が属する都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	畜産物	食肉、鶏卵、牛肉 等	生産地 (主たる飼養地が属する都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
加工食品	—	漬け物、ハム、チーズ、干物、果実飲料 等	商品内容について実質的な変更をもたらす行為を行った都道府県、市町村、その他一般に知られている地名
木材製品	—	割箸、コースター、木の玩具 等	木材の生産地
地域の木材を使用した家具	—	ダイニングテーブル、ダイニングチェア、テレビ台 等	地域の木材の産地
地域の木材を使用した紙製飲料容器	—	カートカン、エコフラットカップ 等	—
伝統的工芸品	—	染織物、陶磁器、文具、漆器 等	伝統的工芸品の産地(都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)

特定被災区域（10県222市町村）

平成25年1月1日時点

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県 (全域)	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県 (全域)	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県 (全域)	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楢葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県 （守谷市 結城郡 八千代町 猿島郡境町 同郡五霞町 を除いた地域）	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡天子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

木材利用ポイント事業における一般商品券等提供事業者が行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附について

木材利用ポイント事業（以下、「本事業」という）において一般商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）を提供する事業者（以下、「一般商品券等提供事業者」という。）は、別途事務局において登録される森林づくり・木づかい活動を行う団体（以下、「森林づくり・木づかい寄附対象団体」という。）に寄附していただくこととしています。なお、本事業における森林づくり活動とは、森林の整備（※）及び国内緑化推進等のことを、また、木づかい活動とは、木育等木材のよさやその利用の意義の普及・啓発のことをいいます。

※ 森林の整備：目的とする森林を造成、維持するために、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ちなどの作業を行うこと。

（１）森林づくり・木づかい寄附対象団体について

森林づくり・木づかい寄附対象団体とは、一般商品券等提供事業者又はポイント取得者が行う寄附の対象であって森林づくり・木づかい活動を行う他一定の要件を満たすものとして事務局に登録された団体のことをいいます。本事業における森林づくり・木づかい寄附対象団体については、平成 25 年●月●日（●）から●月●日（●）までの間、新規団体の募集を行います。

なお、団体の採択については事務局に設置された有識者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み審査を行った上で決定する予定です。

（参考）木材利用ポイント事業の森林づくり・木づかい寄附対象団体の要件（案）

① 個別団体に係る要件

以下の要件をすべて満たすこと。

ア 寄附対象とする活動が、森林の整備、国内の緑化の推進等の森林づくり又は木育等木材のよさやその利用の意義を普及・啓発する木づかいの活動であること。

イ 中間支援団体（※１）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

（※１） 中間支援団体とは、森林づくり・木づかい活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

ウ 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※２）であること。

（※２） これに準ずる団体：以下を整備していること。

ー 一定款・寄附行為に準ずる規約

ー 役員名簿

ー 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の 3 点）

ー 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ 団体としての活動実績が2年以上あること。

オ 平成22年度及び平成23年度の決算額並びに平成24年度の予算額を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

② 助成の団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体を実施する団体であって、以下アからオまでに掲げる要件を満たすこと。

ア 助成団体は①ア及びイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ 単一の企業の設立によるものでないこと。

ウ 助成としての活動実績が3年以上あること。

エ 客観的な基準及び方法により、助成対象団体を選定していること。

オ 平成22年度及び平成23年度の決算額並びに平成24年度の予算額を平均した年間の助成額実施額が30万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア 事務局からの問い合わせに対して、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ 団体としてのホームページを有していること。また、活動の結果について、当該団体のホームページで公表するとともに、事務局が別に定める様式に基づき、事務局及び一般商品券等提供事業者であって、寄附を行った者に報告を行うこと。

ウ 特定の政治的若しくは宗教的な活動又は組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

（2）森林づくり・木づかい活動に対する寄附方法について

① 一般商品券等提供事業者は、毎年度末締めで、あらかじめ申告した寄附率（0.1%以上）を、当該一般商品券等提供事業者が提供する一般商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）に交換されたポイント数の総量に乗じて算出した寄附額を、事務局に報告します。

② 事務局に報告を行った後、一般商品券等提供事業者は選択した各団体又は全団体へ、直接寄附を行い、寄附の結果を事務局に報告します。

木材利用ポイント事業において選定された提供事業者における留意事項

今回の募集・選定後、平成25年7月上旬を目処に商品交換を開始する予定です。

このため、木材利用ポイント事業における交換商品の提供事業者として選定された事業者には、非常に短い期間で交換開始に必要な手続きを行っていただくことが想定されますので、予めご理解をお願いいたします。

(1) 木材利用ポイントの交換業務について

- ・提供事業者には、事務局が定める「交換商品提供事業者マニュアル」に則って交換業務を行っていただく必要があります。
- ・木材利用ポイント事業でお渡しする商品発注データには個人情報が含まれます。提供事業者として選定された場合は、その扱いについても厳密な運用を求められますので、「交換業務に関する取決書（秘密保持義務と個人情報保護義務含む）」を確認・遵守いただく必要があります。

(2) 交換商品提供事業者の登録手続

- ・提供事業者には、事務局より「交換業務ポータルサイト」の【URL】、【ユーザー名】及び【パスワード】を電子メールにて発行いたします。サイトにアクセスの上、必要情報を全て入力していただきます。入力完了後、「交換商品提供事業者登録申請書」をダウンロードし、登録手続をしていただきます。
- ・また、事務局が制定した「交換業務に関する取決書（秘密保持義務と個人情報保護義務含む）」を確認・遵守いただく必要があります。

(3) 交換商品の登録手続について

- ・交換商品の登録は、「交換業務ポータルサイト」から行っていただきます。
- ・提供事業者として選定された後、速やかに木材利用ポイント「交換商品カタログ」への掲載に必要な情報を確定し、事務局へ提供していただきます。
- ・また、応募時に提出された「交換商品全商品リスト」の情報に基づき、ポータルサイト上で速やかに交換商品（全提供商品）に関する情報を確定していただきます。
- ・事務局は、登録された交換商品の内容が木材利用ポイント事業の趣旨及び募集要件に即したものであるかの確認を行います。その結果、木材利用ポイント事業の趣旨及び募集要件に反する交換商品と判断された場合、その交換商品の削除または内容の変更等に協力していただきます。
- ・事務局は、各提供事業者から提供された交換商品情報を取りまとめ、公表しますので、提供事業者は事務局が案内する手続きに協力してください。

（印刷した商品リストの備え置きやWEB上でのリンクなど）